

周南市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年周南市条例第5号。以下「条例」という。）第2条の規定により、公募した公の施設（同時に複数の公の施設を公募した場合を含む。以下「公募施設」という。）の指定管理者の候補者を適正に選定するため、他の要綱で特に設置する場合を除き、公募施設ごとに周南市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、設置目的又は機能等が類似している複数の公募施設（以下「類似公募施設」という。）があるときは、周南市の政策推進における組織の役割を定める条例（平成24年周南市条例第1号）第3条の規定により公募施設を所管する部の長（周南市組織規則（平成15年周南市規則第4号。以下「組織規則」という。）第9条第1項に規定する部長。以下「所管部長」という。）の決定又は関係所管部長の協議により、類似公募施設ごとに委員会を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 条例第4条に規定する書類の審査及び調査に関すること。
- (2) 公募施設の指定管理者の候補者の選定（以下「選定」という。）に関すること。
- (3) 前2号に定めるほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 所管部長又は同部長が指名する者
- (2) 総務担当部長又は同部長が指名する者
- (3) 企画担当部長又は同部長が指名する者
- (4) 財政担当部長又は同部長が指名する者
- (5) 建設担当部長又は同部長が指名する者
- (6) 有識者又は学識経験者

2 次に掲げる者は、委員になることができない。

- (1) 応募者と関係がある者
- (2) 応募者の代表権を有する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族である者
- (3) 前2号に定めるほか、委員にふさわしくないと認められる者

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、委員の互選により定める。

- 2 会議は、主宰者が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議は、所管部長が招集する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、公募施設の管理の関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、委員の過半数が、公開又は部分公開が適当と認めたときはこの限りでない。
- 5 会議は、周南市附属機関等の会議の公開に関する規程（平成16年周南市規程第10号）に基づき、又は同規程の例により会議及び会議録の公表を行う。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、会議の協議等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、会議の協議等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、条例第6条の規定による指定管理者の指定を受けたものが、公募施設の管理代行を始めた時までとする。

(所管課の事務)

第7条 所管課（第1条第2項に該当する場合は、所管部長の決定又は関係所管部長の協議により決定した課）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 委員会の庶務に関すること。
- (2) 委員会に対する公募施設の概要その他選定に必要な事項の説明に関すること。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日要綱第34号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日要綱第14号の2）

この要綱中第1条第1項の規定は平成28年3月16日から、第1条第2項及び第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日要綱第54号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。